

○様式一覧表

	書面の名称	新規	追加等	更新	様式	シート名
許可申請	建設業許可申請書				第1号	1
	役員等の一覧表				別紙一	1-①
	営業所一覧表（新規許可等）				別紙二（1）	1-②(1)
	営業所一覧表（更新）				別紙二（2）	1-②(2)
	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄				別紙三	1-③
	営業所技術者等一覧表				別紙四	1-④
	工事経歴書				第2号	2
	直前3年の各事業年度における工事施工金額				第3号	3
	使用人数			<input type="checkbox"/>	第4号	4
	誓約書				第6号	6
	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書				第7号	7
	常勤役員等の略歴書				別紙	7-①
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）	△	△	△	第7号の2（第一面）	7-2(1)
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第二面）	△	△	△	第7号の2（第二面）	7-2(2)
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第三面）	△	△	△	第7号の2（第三面）	7-2(3)
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第四面）	△	△	△	第7号の2（第四面）	7-2(4)
	常勤役員等の略歴書	△	△	△	別紙一	7-2①
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△	△	△	別紙二	7-2②
	健康保険等の加入状況				第7号の3	7-3
	営業所技術者等証明書（新規・変更）				第8号	8
	営業所技術者等の略歴書				鳥1号	鳥1
	実務経験証明書				第9号	9
	指導監督的実務経験証明書	△	△		第10号	10
	経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書	△	△	△	鳥2号	鳥2
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	第11号	11
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書				第12号	12
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（*役員を兼ねる場合は作成不要）	△	△	△	第13号	13
	株主（出資者）調書			<input type="checkbox"/>	第14号	14
	貸借対照表				第15号	15
	損益計算書 完成工事原価報告書				第16号	16
	株主資本等変動計算書（H25.4.1改正）				第17号	17
	注記表（H25.4.1改正）				第17号の2	17-2
	附属明細表				第17号の3	17-3
	貸借対照表（個人）				第18号	18
損益計算書（個人）				第19号	19	
営業の沿革				第20号	20	
所属建設業者団体		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第20号の2	20-2	
主要取引金融機関名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第20号の3	20-3	
変更届出書	変更届出書（第一面）				第22号の2（第一面）	22-2(1)
	変更届出書（第二面）				第22号の2（第二面）	22-2(2)
届出書	届出書				第22号の3	22-3
廃業届	廃業届				第22号の4	22-4
決算変更届	変更届出書（事業年度終了時）				許可事務が「ド」ラ印別紙8	別紙8

※ 般・特新規、業種追加は、「追加等」欄で確認してください。

- : 添付不要
- △ : 該当する場合のみ添付
- : 変更がなければ省略可能

建設業許可申請書類A表紙

商号又は名称： _____

●申請書類A【4部（正本1部+副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分			備考
		新規	追加	更新	
	申請書類A表紙（本書）				
（法定書類）	第1号	建設業許可申請書			
	別紙一	役員等の一覧表			
	別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）			
	別紙二（2）	営業所一覧表（更新）			
	別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄			
	別紙四	営業所技術者等一覧表			
添付書類	第2号	工事経歴書			追加の場合は追加業種分のみ
	第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額			追加の場合は追加業種+既許可分
	第4号	使用人数			<input type="checkbox"/>
	第6号	誓約書			
	第7号の3	健康保険等の加入状況			
	第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△
		定款（法人）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第15号～	財務諸表（法人）			
	第18号～	財務諸表（個人）			
	第20号	営業の沿革			
	第20号の2	所属建設業者団体		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第20号の3	主要取引金融機関名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		銀行の融資証明、残高証明等（申請日からさかのぼって1月以内のもの） ※融資証明については、有効期間内であれば1月以内のものでなくても可		△	

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

: 不要

: 変更がなければ省略可能

: 該当する場合のみ添付

建設業許可申請書類B表紙

商号又は名称： _____

●申請書類B【4部（正本1部+副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分			備考
		新規	追加	更新	
	申請書類B表紙（本書）				
確認書類	営業所の外観及び事務所の写真 ※外観（建物全景、看板、入口等）及び内部（営業所実態が確認できるもの）				更新申請の場合は建設業の許可票が確認できる写真も添付すること
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	規則			「様式第7号」又は「様式第7号の2」のいずれか該当する書類を提出すること。
別紙	常勤役員等の略歴書	第7条イ			
第7号の2（第1～4面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	規則			
別紙1	常勤役員等の略歴書	第7条ロ			
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書				
確認書類	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		<input type="checkbox"/>		
	・所得証明書 ・確定申告書(写し) ・建設業に関する契約書等(写し) ※いずれも5年分。1年につき1件。		<input type="checkbox"/>		
	常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認資料	第7条ロ	<input type="checkbox"/>		
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）				
鳥1号	営業所技術者の略歴書				鳥取県独自様式
	資格証明書（合格証明書、免状等）				該当するものを添付
第9号	実務経験証明書				
	卒業証明（許可関連学科）+実務経験証明書				
第10号	指導監督的実務経験証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	資格証明書（合格証明書、免状等）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鳥2号	経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当がある場合のみ添付
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（※） 登記されていないことの証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（※） 身分証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（※）				
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第14号	株主（出資者）調書			<input type="checkbox"/>	
確認書類	登記事項証明書			<input type="checkbox"/>	
	「健康保険の加入状況」に関する確認書類				
	健康保険 厚生年金保険	申請時直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、若しくはこれに準ずる資料			
	雇用保険	申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収証書の写し、若しくはこれらに準ずる資料			
	『常勤役員等』『営業所技術者』の常勤性に関する確認書類（次のア～オのいずれか。上欄から優先）				
	ア	社会保険証又は受付印等で日付の確認できる直近の標準報酬決定通知書等			
	イ	雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証			
	ウ	源泉徴収票又は住民税特別徴収税額通知書			
	エ	所得税青色申告決算書（所得税収支内訳書）又は所得税確定申告書（個人）			
	オ	自社による常勤証明+出勤簿、賃金台帳（各直近3か月分） 納税証明書（法人、個人共に事業税のもの）			
	始末書（任意様式）			<input type="checkbox"/>	

※役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書（様式第12号）の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要です。

また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

■ : 不要 □ : 変更がなければ省略可能 △ : 該当する場合のみ添付

役員等の一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	カナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別
ヒガシマチ 東町	シュウイチ 修一	代表取締役、株主等	常勤
ヒガシマチ 東町	トモコ 知子	取締役、株主等	常勤
タチカワ 立川	ケイ 圭	取締役	常勤
コオガ 郡家	マリ 真理	取締役	常勤
ヒガシイワキ 東巖城	シンタロウ 慎太郎	株主等	非常勤
コウジマチ 麴町	ユウキ 優紀	株主等	非常勤
ネウ 根雨	コウヘイ 康平	株主等	非常勤
<p>・記載される役員等の氏名の漢字の字体については、普段使いの字体（日常的に使用している字体）を用いてください。</p> <p>・他の申請書・変更届の各種様式において記載される字体も統一させてください。</p> <p>・非閲覧用に添付する「登記されていないことの証明書」の氏名についても、普段使いの字体を用いてください。</p> <p>（例：「高」「高」、「吉」「吉」など）</p> <p>※非閲覧用に添付する「身分証明書」の氏名には戸籍上の漢字が表記されていますが、普段使いの字体とは一致しない場合があります。</p> <p>※この場合、「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」の字体は一致しません。</p>		<p>・取締役などの役員以外にも、次の方がいれば記入してください（個人に限る）。</p> <p>①顧問、相談役</p> <p>②総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者</p> <p>※「役名等」の欄は「株主等」と記入する。常勤、非常勤の別は記入不要。</p> <p>③業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等</p> <p>④その他名称を問わず、会社に対し役員と同等以上の支配力を有する者</p>	

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

※本表は許可を更新する場合にのみ使用します。

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	(株)東町コンストラクション 本店	〒680-8570 鳥取市東町1-220 (0857)26-7347		土、と、舗
従たる 営業所				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

※納付済証は全てこの様式に貼り付けてください。
※この様式は他の様式の裏面とせず、必ず別葉としてください。
※副本に添付する必要はありません。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

営業所技術者等一覧表

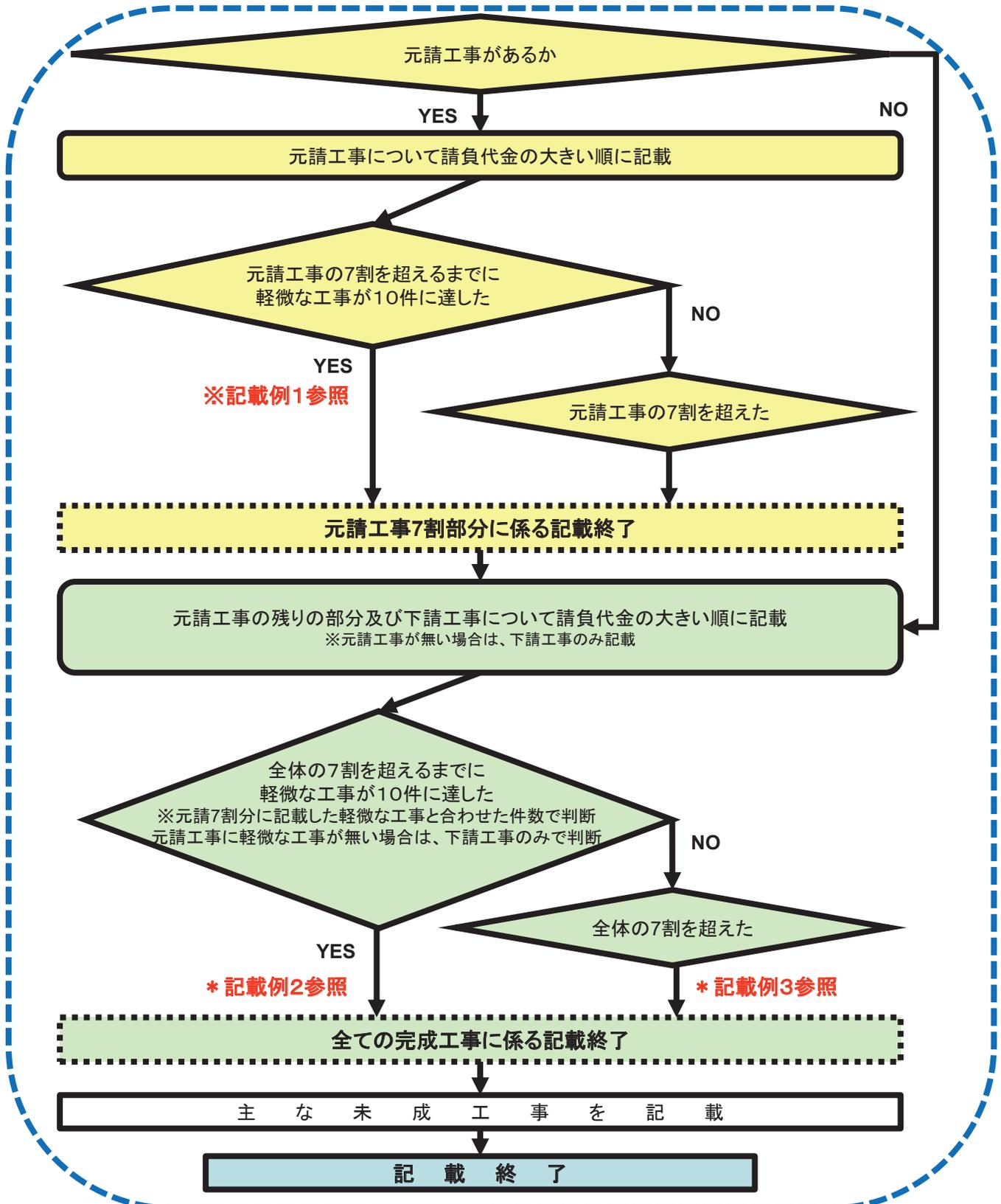
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<p>(株)東町コンストラクション 本店</p> <div data-bbox="316 524 719 775" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><記載対象者> ①許可申請の場合 今回申請する業種の専任技術者だけでなく、既に許可を受けている場合にはその専任技術者も含む全員を記載します。 ②変更届の場合 変更後の専任技術者全員を記載します。</p> </div>	<p>ヒガシマチ シュウイチ 東町 修一</p> <div data-bbox="571 882 999 1205" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><常勤性の確認> ・次の専任技術者については、健康保険証等で常勤性を確認します。 ①新規、更新申請の場合 本様式に記載した者全員 ②追加、般特新規申請の場合 申請に係る者のみ ③変更届の場合 変更のあった者（削除する者を除く）のみ</p> </div>	<p>土-7 と-7 舗-7</p> <div data-bbox="970 524 1377 680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・記載要領(次ページ)に従って、業種の略号と数字コードをハイフンで結んで記載します。 ・数字コードの漏れが多いので注意してください。</p> </div>	<p>13</p>

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー(経営事項審査を受審する者)

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



経営事項審査を受審しない者…主な完成工事を請負金額の大きい順に記載すること。

注文者、工事名で個人が特定されないよう留意すること(イニシャル、名字のみ等表記)。法人名、団体名は記載すること。

工事経歴書

記載例1

元請工事のみで軽微な工事が10件に達した場合

審査対象事業年度中に完成した工事を記載する。つまり、完成年月日が審査基準日以前1年前までのものに限る。※ただし、工事進行基準を採用している場合はこの限りでない。(この記載例での審査基準日は令和3年12月31日) 工事進行管理基準の計算資料(原価計算等)を添付すること。

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	配置	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載)	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
鳥取県	元請	JV	鳥取県 鳥取市 県道〇〇線 法面処理工事	主任技術者	10,000千円	令和3年8月	令和3年11月
"	"	"	鳥取県 鳥取市 県道〇〇線 交通安全施設工事	主任技術者	① 4,500千円	令和3年4月	令和3年5月
"	"	"	鳥取県 鳥取市 〇〇川河床掘削工事	主任技術者	② 4,000千円		
"	"	"	鳥取県 鳥取市 〇〇川河床掘削工事	主任技術者	③ 3,500千円		
"	"	"	鳥取県 鳥取市 〇〇川河床掘削工事	主任技術者	④ 3,000千円		
鳥取市	"	"	鳥取県 鳥取市 〇〇川河床掘削工事	主任技術者	⑤ 2,200千円	令和3年5月	令和3年5月
"	"	"	鳥取県 鳥取市 市道〇〇線 法面処理工事	主任技術者	⑥ 1,800千円	令和3年11月	令和3年12月
"	"	"	鳥取県 鳥取市 市道〇〇線 交通安全施設工事	主任技術者	⑦ 1,500千円		
"	"	"	鳥取県 鳥取市 市道〇〇線 交通安全施設工事	主任技術者	⑧ 1,000千円		
"	"	"	鳥取県 鳥取市 市道〇〇線 交通安全施設工事	主任技術者	⑨ 800千円		
A	"	"	A 邸造り	主任技術者	⑩ 750千円	令和3年3月	令和3年3月
〇〇建設	下請	"	鳥取県 鳥取市 県道〇〇線 道路改良工事	主任技術者	8,000千円		
小計					12	41,050千円	11,800千円
合計					50件	100,000千円	11,800千円

手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。 ※完成日順ではない。

手順②元請全体の7割(50,000千円×0.7=35,000千円)に達するまでに軽微な工事を10件記載した。 ※元請7割についての記載は終了。

手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。 (※残りが軽微な工事しかない場合はこれ以上の記載は不要)

軽微な工事は元請と下請を含めて10件を超えて記載する必要はありません。元請工事で軽微な工事を10件記載し、下請工事で軽微な工事以外がなければ、その後記載する必要はありません。

手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えていないが、軽微な工事を10件記載し、下請工事のうち軽微な工事以外の工事がこれ以上ないためここで記載終了。 ※全工事について記載終了。

工事内容がそれぞれ、土木一般のうち、PCとび・土工のうち、法面処理 鋼構造物一般のうち、鋼橋上部 であるとき再度記載。

軽微な工事(税込500万円未満) ※建築一式工事は税込1,500万円未満。 ※例:とび工事税抜490万円であれば軽微な工事ではない

PC、法面処理、鋼橋上部の実績がある場合、金額を記載。

うち	元請工事	11,800千円
うち	元請工事	11,800千円
うち	元請工事	50,000千円
うち	元請工事	11,800千円

記載例2
全体で軽微な工事が10件に達した場合

工事経

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート工事

(税込・税抜)

◆工事進行基準適用工事の工事経歴書の記載方法
全体の契約額の上に工事進行基準による当期計上額をカッコ書きで記載。
<記載例>
請負代金の額
(65,000) 千円
←工事進行基準による当期計上額
(88,000) 千円
←全体の契約額
※入金の場合に応じてその金額を完成工事高に計上するのは誤りです。
工事進行管理基準の計算資料(原価計算等)を添付すること。
※記載の順番は請負代金の全額を基準に記載。

注 文 者	元請 又は 下請 の別	J V の別	氏 名	主任技術者 の別	主任技術者 の氏名	着工年月	完成予定年月
鳥取県	元請	J V	山田 一郎	主任技術者	山田 一郎	令和3年8月	令和3年11月
"	"	"	山田 次郎	主任技術者	山田 次郎	令和3年4月	令和4年5月
B	"	"	田中 次郎	主任技術者	田中 次郎	令和3年6月	令和3年8月
〇〇建設	下請	"	山田 一郎	主任技術者	山田 一郎	令和3年4月	令和3年6月
"	"	"	田中 次郎	主任技術者	田中 次郎	令和3年3月	令和3年4月
△△建設	"	"	田中 次郎	主任技術者	田中 次郎	令和3年3月	令和3年4月
"	"	"	鈴木 三郎	主任技術者	鈴木 三郎	令和3年3月	令和3年5月
□□建設	"	"	山田 一郎	主任技術者	山田 一郎	令和3年1月	令和3年2月
"	"	"	山田 一郎	主任技術者	山田 一郎	令和3年5月	令和3年10月
鳥取市	元請	"	山田 一郎	主任技術者	山田 一郎	令和3年9月	令和3年11月
"	"	"	鈴木 三郎	主任技術者	鈴木 三郎	令和3年1月	令和3年2月
〇〇建設	下請	"	鈴木 三郎	主任技術者	鈴木 三郎	令和3年5月	令和3年10月
△△建設	"	"	吉田 四郎	主任技術者	吉田 四郎	令和3年9月	令和3年11月
小計			13		41,400	10,000	うち 元請工事 18,650 千円 10,000 千円
合計			70		100,000	10,000	うち 元請工事 22,000 千円 10,000 千円

軽微な工事(税込500万円未満)
※建築一式工事は税込1,500万円未満。
※例:とび工事税抜490万円であれば軽微な工事ではない。

免税業者は税込、免税業者以外は税抜で記載。

手順①元請工事について金額の大きい順に記載する。
※完成日順ではない。

手順②元請全体の7割(22,000千円×0.7=15,400千円)に達した。
※元請7割についての記載は終了。

〇〇団地土地造成工事
手順③まだ記載していないすべての工事について金額の大きい順に記載する。

市道〇〇線 交通安全施設工事
手順④全体の7割(100,000千円×0.7=70,000千円)を超えるまでに軽微な工事が10件に達した。
※全工事について記載終了。

注 文 者、工 事 名 で 個 人 が 特 定 さ れ な い よ う 留 意 す る こ と (イニシヤル、名 字 の み 等 表 記)。法 人 名、団 体 名 は 記 載 す る こ と。

工事進行基準とは？

令和3年4月1日から収益・費用に関する計上の新基準として「収益認識基準」というものが大会社（資本金5億円以上など）に強制適用となりました。しかし中小企業（資本金5億円未満など）には強制されませんので、「工事進行基準」・「工事完成基準」を採用することも可能です。

工事進行基準を採用する場合は、当該工事契約に関して次の3点を客観的かつ信頼性をもって見積れることが適用条件です。

適用条件： ①工事収益総額 ②工事原価総額 ③決算日における工事進捗度

この3点が満たされないときは工事完成基準を適用することになります。

なお、工事進捗度の一般的な見積もりとして「原価比例法」を使用します。

原価比例法：期末における（既発生原価累計／最終見込原価総額）の割合

（工事進行基準の計算例）

		× 1 年度	× 2 年度	× 3 年度	計
①	契約締結時の工事収益総額	10,000	10,000	10,000	10,000
②	変更額		500	500	500
③	工事収益総額 (①+②)	10,000	10,500	10,500	10,500
④	過年度発生工事原価の累計		2,275	6,768	
⑤	当期に発生した工事原価	2,275	4,493	2,632	9,400
⑥	その後の完成までに要する工事原価見積	6,825	2,632		
⑦	工事原価総額 (④+⑤+⑥)	9,100	9,400	9,400	9,400
⑧	決算日工事進捗度 (原価比例法) ((④+⑤) /⑦)	25% <u>2,275</u> 9,100	72% (47%) <u>6,768</u> 9,400	100% <u>9,400</u> 9,400	
⑨	当期の工事収益 (③×⑧－既工事収益)	2,500	5,060	2,940	10,500
⑩	当期の工事利益 (⑨－⑤)	225	567	308	1,100

工事進行基準

Q、80%の入金があった場合、80%完成工事高に計上できるか？

A、工事進行基準は、原価ベースによる出来高（原価比例法）で完成工事高を計上します。

このケースは、入金があっただけで工事は引き渡していないので完成工事高には計上できません。受け取った80%に相当する額は未成工事受入金で処理します。

会社内で作成・整理している帳簿等、工事進行基準を確認できる資料を提出してください。

誓 約 書

※不要なものは抹消してください

{	申 請 者	}	{	申 請 者	}
	譲 受 人			譲 受 人	
	合併存続法人 分割承継法人			合併存続法人 分割承継法人	

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

※不要なものは抹消してください

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

※不要なものは抹消してください

申 請 者
~~譲 受 人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

鳥取市東町1-220
(株)東町コンストラクション
代表取締役 東町 修一

※所在地、商号、代表者役職氏名を記載してください。

~~—~~地方整備局長
~~—~~北海道開発局長
鳥取県 知事 殿

記載要領

{
申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人
}

「 申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人
」

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事
」

については不要なものを消すこと

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

※現在の役職ではなく、経験期間中の役職名を記載してください。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役及び代表取締役**

経験年数 **平成30年4月から令和5年6月まで満5年3月**

証明者と被証明者との関係 **役員**

備考 **平成30年4月～令和2年3月 (株)東町コンストラクション 取締役
令和2年4月～令和5年6月 (株)東町コンストラクション 代表取締役**

※経験期間について複数の内容がある場合には、備考欄に詳細を記載してください。

※申請者・届出者と証明者が同じ場合を除き、証明者が許可業者である場合には、許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」欄に記載します（証明者欄の記載を省略する場合も同様です）。

令和〇年〇月〇日

※該当しないものは抹消します。
※常勤の役員…申請者が法人の場合
※本人…申請者が個人の場合
※支配人…申請者が個人で支配人を置いている場合

※該当しないものについては抹消します。
※建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する場合、(1)に該当
※建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位で5年以上経營業務を管理した経験を有する場合、(2)に該当
※建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位で6年以上経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する場合、(3)に該当

証明者 **鳥取県鳥取市東町一丁目220
(株)東町コンストラクション
代表取締役 東町 修一**

(2) 下記の者は、許可申請者 **〆市助ノズ
本大
の支配大** で第7条第1号に該当する者であることに相違ありません。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
鳥取県 知事 殿

※更新、追加、般特新規申請の場合、「3」を記入します。

申請者
届出者 **鳥取県鳥取市東町一丁目220
(株)東町コンストラクション
代表取締役 東町 修一**

申請又は届出の区分 **1 7 1** (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード **1 8 3** 国土交通大臣 知事 許可(般特)第 **5 10** 号 許可年月日 令和 **11 13 15** 年 **4 0** 月 **0 5** 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ **1 9 ヒ ガ** 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 **2 0 東 町 修 一** 生年月日 **S 4 0 年 0 5 月 0 5 日**

住所 **鳥取市東町1-220** ※住民票の個人の住所を記載します（記入漏れが多いので注意）。
※居所が異なる場合は、両方記載してください。記入：住民票住所（居所住所）

◎【変更前】

氏名 **2 1** 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 **13 14 16 18** 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

【本様式に記載のある者は様式12号不要】
 ※本様式に記載のある者については、様式第12号
 (許可申請者の住所、生年月日等に関する調書)
 の作成は不要です。(様式第12号記載要領6)

現住所	鳥取市東町1-220 ←			・単身赴任等で住民票上の住所と居所が異なる場合には()書きで居所も併記します。
氏名	東町 修一		生年月日	昭和40年5月5日生
職名	代表取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 平成15年4月1日	(株)東町土建にて工務主任として勤務		
	至 平成25年3月31日			
	自 平成25年4月1日	(株)東町土建にて工務部長として勤務		
	至 平成30年3月31日			
	自 平成30年4月1日	(株)東町土建の取締役(常勤)に就任		
	至 令和2年3月31日			
	自 令和2年4月1日	(株)東町コンストラクションの代表取締役(常勤)に就任		
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	自 年 月 日			
	至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		特記事項なし		

上記のとおり相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

氏 名 東町 修一

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

営業所技術者等の略歴書

現住所	鳥取市東町1-220		
氏名	東町 修一	生年月日	昭和40年5月5日
営業所名	本店	最終学歴	鳥取工業大学
職名	代表取締役	工事の種類	土、と、舗
職歴 (技術経歴)	期間	所属事業所	職名および従事した主な工事名
	自 H15年 4月 1日 至 H25年 3月 31日	(株)東町土建	工務主任 鳥取道1号歩道整備工事等
	自 H25年 4月 1日 至 R2年 3月 31日	(株)東町土建	工務部長 鳥取道10号舗装工事等
	自 R2年 4月 1日 至 年 月 日	(株)東町コンストラクション	代表取締役、専任技術者
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 至 年	※就業してから、勤務先ごと、期間ごとの職名、従事した主な工事名を(工種がわかるように)を記入します。	
	自 年 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
免許等資格	資格、免許の種類	1級土木施工管理技士	
	同上取得年月日	平成15年4月1日	
※様式第8号 専任技術者証明書の有資格区分に入力した資格コードに該当する資格等を記載してください。			
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
		氏名	東町 修一

経営責任者の常勤性、営業所技術者等の専任性確認書

団体名、役職名を記載してください。

常勤・非常勤の別を記載してください。

	氏名	就任等している役職名等	期間(任期等)	備考
経営業務の管理責任者			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
専任の技術者			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
上記のとおり相違ありません。				
令和 年 月 日			申請者名	

記載要領

- ※ 申請時点で報酬、賃金等を得て就任等している役職等(今回申請の建設業以外のもの)があれば記載してください。
- ※ 経営責任者と専任の技術者が同一者の場合は経営業務の管理責任者欄のみに記載可。

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 鳥取県 知事 殿

※更新等許可申請の場合には（1）に○、
 変更届で添付する場合は（2）に○をしてくだ
 さい。

鳥取県鳥取市東町一丁目220
 (株)東町コンストラクション
 代表取締役 東町 修一

申請者
 届出者

許可年月日

許 可 番 号 国土交通大臣 許可（般 特 ）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
(株)東町コンストラクション 本店	18 人 (4 人)	1	1	1	健康保険	99-ヒガ00123
					厚生年金保険	99-ヒガ00123
					雇用保険	31303101234000
					健康保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	18 人 (4 人)					

※営業所一覧表（様式第1号別紙2（1）又は別紙2（2）に記載の営業所と一致させます。
 ※建設業を行っていない営業所は記載不要です。

※役員、個人事業主本人、建設業以外に従事する従業員も全て含めた総従業員数（非常勤を含む）を記入し、（ ）内にはそのうち役員又は個人事業主本人（同居の親族である従業員を含む）を再掲してください。

※この点線部分へは、人数ではなく次のコードを記載する。
 1：適用事業所、適用事業の届出を行っている場合
 2：適用が除外される場合
 2の例：健康保険について建設国保に加入（「事業所整理記号等」欄は「建設国保」と記入）、従業員4人以下の個人事業主など雇用保険について、全員が役員の場合、営業所が雇用保険非該当承認を受けている場合など
 3：一括適用の承認を受けている場合
 （「事業所整理記号等」欄は「本店一括」などと記入）

※該当しない方を抹消します。(一般建設業の専任技術者の場合は下段を抹消し、特定建設業の場合は上段を抹消)

営業所技術者等証明書(新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

※数字に○を付けるのではなく、ここにコードを記入します。

【新規・追加・般特新規申請の場合】コードは「1」
【変更の場合】コード毎に本様式を別に作成します。例えば交替する場合は、「3：追加」「4：削除」の2枚が必要です。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

鳥取県鳥取市東町一丁目220
(株)東町コンストラクション
代表取締役 東町 修一

地方整備局長
北海道開発局長
鳥取県 知事 殿

区分: 6 1 1
大臣コード: 1
1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

許可番号: 6 2
国土交通大臣 許可 (般特-) 第 号
令和 年 月 日

※姓と名の間は1カラム空白とします。

氏名: ヒガシマチ シュウイチ
生年月日: S 4 0 年 5 月 5 日
建設工事の種類: 7
有資格区分: 1 3
営業所の名称 (旧所属):
営業所の名称 (新所属): (株)東町コンストラクション 本店

※記載要領に基づき、どのような資格等をもって営業所技術者になるのかにより、指定されたコードを記載します。

※営業所技術者になることができる資格等を指定されたコードにより記入します。

氏名:
生年月日:
建設工事の種類:
有資格区分:
営業所の名称 (旧所属):
営業所の名称 (新所属):

※本表に記載した方については健康保険証の写し等、常勤の確認ができる書面を提示する必要があります(削除される方は除く)。

※担当しない業種の資格については、登録することができません。
※記載例の場合では、建・大・内の3業種の担当ですから、仮に一級土木施工管理技士の資格を有していても、記載できないことになります。

【交替する場合】削除される方の用紙は旧所属欄に、追加される方の用紙は新所属欄に営業所名を記載
【追加・般特新規申請時、変更時の前後とも営業所技術者である場合】旧所属、新所属の両方とも営業所名を記載する例) 同じ営業所技術者の担当業種が増える場合
※主たる営業所以外の支店・営業所も建設業法上の営業所として登録を行う場合は、どこの所属となる者かを明記しておきます。

氏名:
生年月日:
建設工事の種類:
有資格区分:
営業所の名称 (旧所属):
営業所の名称 (新所属):

実務経験証明書の取扱いについて

実務経験をもって専任技術者となる場合、様式第9号（実務経験証明書）を作成してください。

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法等により、原則として認められません。

【証明できる者】

証明は実務経験を積んでいた時期の使用者（法人又は個人事業主）が行ってください。

倒産・死亡等により当時の使用者からの証明を受けることができない場合には、その理由を備考欄に記載し、当時から営業を行っている同業他者の2者からの証明を受ける必要があります。この場合においても、工事請負契約書等の書類確認ができなければ許可を取得することはできません。なお、同業他者は継続的に建設業を営んでいる必要がありますが、許可の有無、営業している業種に制限はありません。

また、個人事業主は自分自身を証明することはできず、法人成の場合も法人設立以前のことについては、同業他者の2者による証明が必要です。

【添付書類】

（証明期間において、使用者が建設業許可を有していた場合）

・建設業許可通知書又は受付印が押印された建設業許可申請書・変更届出書・廃業届等の写し

※ 証明しようとする業種に対応するものがが必要です。対象業種の許可期間が分かる通知書等の全てを添付してください。

※ 鳥取県知事許可の場合は、許可番号、許可業種及びその許可期間について、様式第九号に記入することで、上記資料を省略可能です。

※ 許可を有している場合であっても、実際に工事を行っていた期間の合計が10年以上必要です。

（証明期間において、使用者が建設業許可を有していなかった場合）

（同業他社2者による証明の場合）

・「実務経験の内容の欄」に記載した工事（他〇〇件と記載を省略したものを含む）を請け負ったことが確認できる資料（工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し）

※業種が明確に分かるものをご提出ください。

(記載例)

様式第九号 (第三条関係)

(用紙A4)

実務経験証明書

下記の者は、 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○○年 ○月 ○日

使用者が建設業許可業者である場合、許可番号、許可業種、許可年月日を記入する。

(例) 鳥取県知事許可第0000号 造園工事業、平成2年5月13日許可

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。(例)役員、社員、従業員等

鳥取市東町1-220 株式会社鳥取組

証明者 代表取締役 鳥取 太郎 印

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は屋号)を記入する。

被証明者との関係 社員

技術者の氏名	県土保	生年月日	昭40年1月1日	使用された期	平成4年 4月から 平成26年 3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社鳥取組				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	森田邸造園工事 他10件			H16年 2月から	H17年 1月まで
"	中田邸造園工事 他5件			H17年 2月から	H18年 1月まで
"	堀田邸造園工事 他10件			H18年 2月から	H19年 1月まで
"	石田邸造園工事 他8件			H19年 2月から	H20年 1月まで
"	県土公園植栽工事 他10件			H20年 2月から	H21年 1月まで
"	総務ビル屋上緑化工事 他5件			H21年 2月から	H22年 1月まで
"	向田邸造園工事 他10件			H22年 2月から	H23年 1月まで
"	鳥取ビル外構植栽工事			H23年 2月から	H23年 5月まで
工事係長	建設業公園設備工事			H23年 5月から	H23年 11月まで
"	山田邸造園工事			H23年 12月から	H24年 1月まで
"	技術公園景石工事			H24年 2月から	H24年 6月まで
"	藤田ビル外構植栽工事			H24年 6月から	H24年 9月まで
"	谷田邸造園工事 他1件			H24年 10月から	H24年 10月まで
"	原田邸造園工事			H25年 11月から	H25年 4月まで
"	入札公園設備工事			H25年 4月から	H26年 3月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 (例)平成○年○月 会社解散のため 平成○年○月 事業主死亡のため 等			合計	満 10年 2月

実際に雇用されていた期間

10年の実務経験の場合、古いものから7年間は、1年ごとにまとめて記載できる。

直近3年間の工事については、1カ月ごと(工期が1カ月を超える場合は1工事ごと)に記載する。

実務経験年数は重複しないこと(合計年数に重複計上しない。)

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和〇年〇月〇日

営業所の名称	職名	フリガナ	姓名
<p>該当なし</p>	<p>【許可申請の場合】</p> <p>※建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人又は従たる営業所の代表者）がない場合でも、本表の添付を省略することはできません。</p> <p>※「該当なし」と記載するか、本表全体を斜線で抹消してください。</p>		
	<p>【事業年度終了報告の場合】</p> <p>※該当又は変更がなければ添付不要です。</p>		
	<p>建設業法施行令（抄）</p>		
	<p>（支店に準ずる営業所）</p> <p>第1条 建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約をする事務所とする。</p> <p>（使用人）</p> <p>第3条第6条第1項第4号（法第17条において準用する場合を含む。）、法第7条第3号、法第8条第4号、第10号及び第11号（法第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第28条第1項第3号並びに法第29条の4の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。</p>		
<pre> graph TD Root[建設業法上の「営業所」] --> Specified[建設業法の「営業所」に指定する事務所] Root --> NotSpecified[建設業法の「営業所」に指定しない事務所] Specified --> Head[本店又は支店（主たる営業所）] Head --> A[A支店 （コンサルタント部門のみ）] Head --> B[B支店 （建設工事の請負契約締結は行っていないもの のb事務所に対して工事請負契約等の指導監督を行っている）] Head --> C[C支店 （建設工事の請負契約締結を行っている）] B --> Bsub[b事務所 （建設工事の請負契約締結を行っている）] C --> C1[c1事務所 （建設資材の販売のみで、建設工事の請負契約締結は行っていない）] C --> C2[c2事務所 （建設工事に関する顧客とc支店との連絡のみで契約権限なし）] </pre>			
Empty rows for the table structure			

（法人の役員等）
本人

許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

※法定代理人で役員等ではない場合は、フリガナも記入してください。
※氏名の字体は、普段使いのものとしてください。

・単身赴任等で住民票上の住所と居所が異なる場合には（ ）書きで居所も併記します。

※不要なものは抹消します（個人事業主の場合は「本人」に、代表取締役の場合は「法人の役員等」に該当します）。

住 所	鳥取市東町1-220		
氏 名	東町 知子	生 年 月 日	昭和40年4月4日生
役 名 等	取締役		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		特記事項なし	
罰		※建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 ※刑罰については、罰金刑も記載してください。 ※特に賞罰に該当する事項がない場合でも、この欄は空白とせず、このように「特記事項なし」と記載します。 ※賞を記載した場合は、罰についても「罰なし」等と必ず記載してください。 ※顧問、相談役、株主等（株主又は出資者）だけに該当する方の場合、賞罰欄の記載は不要です。	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇年〇月〇日		氏 名 東町 知子	

※「代表取締役、取締役、顧問、相談役、株主等」などと記載します。

記載要領

- 「（法人の役員等）
（本人）
（法定代理人）
（法定代理人の役員等）」については、不要なものは抹消してください。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問5以上に相当する出資をしている者（個人である場合は、株主等）について、「役員等」の欄には「株主」と記載し、「賞罰」の欄へは、「賞罰」の欄へは、行政処分等についても記載してください。
- 株主等については、「役員等」の欄には「株主」と記載し、「賞罰」の欄へは、「賞罰」の欄へは、行政処分等についても記載してください。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄へは、「賞罰」の欄へは、行政処分等についても記載してください。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載してください。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載

※この誓約欄については、記載された役員等本人が記載事項を確認した上で記載または入力してください。
※顧問、相談役、株主等（株主又は出資者）だけに該当する方の場合、記載は不要です。

※様式第1号別紙1（役員等の一覧表）に記載した方全員について、この調書を作成します。
※本様式のうち、住所、氏名、生年月日、賞罰、誓約日及び署名欄については本人以外による訂正は認められませんので、御注意ください。（黄色の欄）
※ただし、「常勤役員等（経営業務管理責任者等）」及び「常勤役員等を直接に補佐する者」に該当する場合は、本様式の代わりに様式第7号別紙及び第7号の2別紙1・2を作成してください。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
東町 修一	鳥取市東町1-220	4,000株
東町 知子	鳥取市東町1-220	2,000株
東巖城 慎太郎	倉吉市東巖城町2	1,000株
麴町 優紀	米子市糺町1-160	1,000株
根雨 康平	日野郡日野町根雨140-1	1,000株
(株)鳥取港湾インダストリー	鳥取市港町8	1,000株

※本様式は、法人も該当があれば記載が必要です。

※「株」又は「円」と単位を必ず記載します。

・この調書は、次の方について記載します。
 ①総株主の議決権（自己株式等の議決権を持たない株式を除いた数）の100分の5以上を有する株主
 又は
 ②出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている方

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

財務諸表作成のための参考資料です。○で囲まれた部分は必ず確認してください。

(会社名)

法人の場合

資 産 の 部

		千円
I 流動資産		
現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計		a1
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	
減価償却累計額	△
機械・運搬具	
減価償却累計額	△
工具器具・備品	
減価償却累計額	△
土地	
リース資産	
減価償却累計額	△
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	△
有形固定資産合計		a2(1)
(2) 無形固定資産		
特許権	
借地権	
のれん	
リース資産	
その他	
無形固定資産合計		a2(2)

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	<u>a2(3)</u>
固定資産合計	<u>a2=a2(1)+⋯+a2(3)</u>

III 繰延資産

創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計	<u>a3</u>
資産合計	<u>A=a1+a2+a3</u>

負債の部

I 流動負債

支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
.....引当金
その他
流動負債合計	<u>b1</u>

II 固定負債

社債
長期借入金
リース債務
繰延税金負債
.....引当金
負ののれん
その他
固定負債合計	<u>b2</u>
負債合計	<u>B=b1+b2</u>

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	c1(1)
(2) 新株式申込証拠金	c1(2)
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	<u>.....</u>	c1(3)
(4) 利益剰余金	
利益準備金	
その他利益剰余金	
準備金	
積立金	
繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	<u>.....</u>	c1(4)
(5) 自己株式	△	c1(5)
(6) 自己株式申込証拠金	c1(6)
株主資本合計	<u>.....</u>	c1=c1(1)+...+c1(6)

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金
(2) 繰延ヘッジ損益
(3) 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計	<u>c2</u>

III 新株予約権

純資産合計	<u>C=c1+c2</u>
負債純資産合計	<u>B+C(=A)</u>

損 益 計 算 書

財務諸表作成のための参考資料です。○で囲まれた部分は必ず確認してください。

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

法人の場合

I 売上高		千円
完成工事高	工事施工金額の値 <u>d1</u>	
兼業事業売上高	<u>d2</u>	<u>D=d1+d2</u>
II 売上原価		
完成工事原価	完成工事原価報告書より <u>e1</u>	
兼業事業売上原価	<u>e2</u>	<u>E' = e1+e2</u>
売上総利益 (売上総損失)		
完成工事総利益 (完成工事総損失)	<u>d1-e1</u>	
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	<u>d2-e2</u>	<u>E=D-E'</u>
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	
従業員給料手当	
退職金	
法定福利費	
福利厚生費	
修繕維持費	
事務用品費	
通信交通費	
動力用水光熱費	
調査研究費	
広告宣伝費	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
交際費	
寄付金	
地代家賃	
減価償却費	
開発費償却	
租税公課	
保険料	
雑費	
営業利益 (営業損失)	<u>f</u>	<u>F=E-f</u>

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	
その他	G
	=====
V 営業外費用		
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他	H
經常利益（經常損失）	=====	<u>I=F+G-H</u>
VI 特別利益		
前期損益修正益	
その他	J
	=====
VII 特別損失		
前期損益修正損	
その他	K
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	=====	<u>L=I+J-K</u>
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	M
当期純利益（当期純損失）	=====	<u>N=L-M</u>

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I 材 料 費
II 労 務 費
(うち労務外注費 _____)
III 外 注 費
IV 経 費
(うち人件費 _____)

完成工事原価 損益計算書の「完成工事原価」となる e1

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令 和 年 月 日
 至 令 和 年 月 日
 (会社名)

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	新 株 式 申 込 証 拠 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
			資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計								
当期首残高										△							
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当								△	△		△					△	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高										△							

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

注 記 表
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

 - (2) 固定資産の減価償却の方法

 - (3) 引当金の計上基準

 - (4) 収益及び費用の計上基準

 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

- 3 会計方針の変更

- 4 表示方法の変更

- 5 会計上の見積りの変更

- 6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17—2 収益認識関係

18 その他

附属明細表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額 千円	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式 数	取得 価額 千円	貸借対照 表計上額 千円	株式 数	金額 千円	株式 数	金額 千円	株式 数	取得 価額 千円	貸借対照 表計上額 千円	
	計												

社 債	銘 柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円			取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円	
	計							

その 他 の 有 価 証 券	銘 柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円			取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円	
	計							

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円	千円	千円
計			

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

財務諸表作成のための参考資料です。○で囲まれた部分は必ず確認してください。

商号又は名称

個人の場合

資産の部

I 流動資産

千円

現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品
その他
貸倒引当金
流動資産合計

△

a1

II 固定資産

建物・構築物
機械・運搬具
工具器具・備品
土地
建設仮勘定
破産更生債権等
その他
固定資産合計
資産合計

a2

A=a1+a2

負債の部

I 流動負債

支払手形
工事未払金
短期借入金
未払金
未成工事受入金
預り金
引当金
その他
流動負債合計

b1

損 益 計 算 書

財務諸表作成のための参考資料です。○で囲まれた部分は必ず確認してください。

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

商号又は名称

個人の場合

	工事施工金額の値	D	千円
I 完成工事高			
II 完成工事原価			
材料費		
労務費		
(うち労務外注費)		
外注費		
経費		
完成工事総利益 (完成工事総損失)	-----	e1 E=D-e1	
III 販売費及び一般管理費			
従業員給料手当		
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
広告宣伝費		
交際費		
寄付金		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
雑 費		
営業利益 (営業損失)	-----	f F=E-f	
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金		
その他		
	-----	G	
V 営業外費用			
支払利息		
その他		
事業主利益 (事業主損失)	-----	H I=F+G-H	

純資産の部「事業主利益」となる

注 工事進行基準による完成工事高

工事進行基準にできない場合は削除する

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成元 年 1 月 1 日	創業 東町土建（個人事業主）
	平成5 年 1 月 1 日	法人成り（株）東町土建 資本金1,000万円
	令和2 年 4 月 1 日	商号変更（株）東町コンストラクション
	年 月 日	増資 資本金2,000万円
	年 月 日	
	年 月 日	※役員の変更については記載不要です。
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	平成5 年 4 月 1 日	鳥取県知事許可（般-5）第9999号 新規許可 土、と
	平成10 年 9 月 1 日	鳥取県知事許可（般-10）第9999号 業種追加 舗
	年 月 日	・建設業の新規許可、業種追加及び般特新規等について記載します。 ・更新については記載する必要はありません。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	特記事項なし
	年 月 日	・建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。 ・刑罰については、罰金刑も記載してください。 ・特に賞罰に該当する事項がない場合でも、この欄は空白とせず、このように「特記事項なし」と記載します。
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>一般社団法人 鳥取県建設業協会</p>	<p>平成20年4月1日</p>
<p>※該当所属する建設業者団体がなくてもこの様式の添付を省略することはできません。 ※「該当なし」と記載するか、本表全体を斜線で抹消してください。</p>	
<p>建設業法（抄） （届出） 第27条の37 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>-----</p> <p>建設業法施行規則（抄） （建設業者団体） 第22条法第27条の37に規定する国土交通省令で定める社団又は財団は、同条に規定する事業を行う社団又は財団のうち、その事業が一の都道府県（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定するものをいう。）の存する道府県にあつては、指定都市）の区域の全域に及ぶもの及びこれらの区域の全域を超えるものとする。</p>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	鳥取合同銀行 鳥取駅前支店		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ※該当所属する建設業者団体がない場合でもこの様式の添付を省略することはできません。 </div>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)

建設業許可変更届届出書類 A 表紙

許可番号	
商号又は名称	

●各種変更届届出書類一覧【3部(正本1部+副本2部) ※廃業届は4部(正本1部+副本3部)】

変更内容に○を記入してください⇒																		
様式 番号	書面の名称	変更内容	商号・ 名称	所在地 ※3	資本金	役員等			令3 条使用 人	常勤役員等			営業所技術者等			社会 保険	決算 変更 届	廃業
						就 任	代 表 交 代	退 任		交 代	削 除	氏 名 変 更	追 加	削 除	担 当 業 種 変 更			
提出期限(事実発生後)			30日以内						2週間以内						4月 以内	30日 以内		
22-2	変更届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
22-3	届出書													※1				
<small>ガイドライン 別紙8</small>	変更届出書																○	
別紙1	役員等の一覧表(法人)					○	○	○										
2	工事経歴書																	○
3	直前3年の各営業年度における工事施工金額																	○
4	使用人数																	△
6	誓約書					○		○										
7-3	健康保険等の加入状況															○	※2	
11	令3条使用人の一覧表																	△
-	定款(法人)																	△
15~	財務諸表(法人用又は個人用)																	○
-	営業報告書(株式会社のみ)																	○
22-4	廃業届(全部、一部)																	○

○…必須提出書類、 △…変更がある場合のみ提出、 空欄…不要

* 毎営業年度経過後4月以内

※1 一部業種の廃業等に伴い担当業種がなくなる場合、提出が必要。

※2 前回提出分から従業員数のみ変更がある場合、提出が必要。

※3 電話番号のみ変更がある場合も提出が必要。

届出書

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (3) 専任の技術者を削除した**
 - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出

※届出書を提出するに至った事由に応じて、該当する項目に○印を付けます。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

※この様式を用いる場合には、通常、許可の一部廃業手続き又は従たる営業所の変更手続きが伴います。
※忘れないように届出を行ってください。

令和 年 月 日

鳥取県鳥取市港町8
(株)港町組

代表取締役 賀露 市郎

届出者

項番 大臣コード
知事

許可番号

5 1 3 1

国土交通大臣
鳥取県知事

許可(一般特) 5

第 1 1 1 1 1 1 号

許可年月日

令和 5 年 4 月 1 日

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等

※業種の追加等で複数の許可日を有する場合は、有効なものうち最も古い許可日を記載します。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

5 2 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

5 3 港 町 [] [] 大 悟 [] [] [] [] [] []

生年月日 S 4 0 年 5 月 8 日

営業所の名称

株式会社港町組 本店

建設工事の種類

建、大

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

5 3 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

※削除する営業所技術者の担当していた業種を、1業種でも代わりに担当する方がいる場合は、この様式ではなく、様式第8号(営業所技術者証明書)を提出してください。

営業所の名称

建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

5 3 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

営業所の名称

建設工事の種類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[]

